２０２５年日本国際博覧会　サイバーセキュリティ基本計画策定に係る企画提案公募要領

1．業務の趣旨・目的

２０２５年国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催・運営にあたり、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）は、来場者の利便性・快適性の向上、会場運営の効率向上、ならびに得られたデータの社会還元等をねらい、ICT・デジタル技術を積極的・効果的に活用していく方針である。一方、サイバー攻撃や各種不正等による悪用や侵害は、上述のねらい、ひいては会場運営自体に甚大な影響を与えるリスクを内包している。

本業務は、上記リスクの把握および適切な対策の手法を検討し、その実現に必要な各種ドキュメントを含む、サイバーセキュリティ基本計画を策定する。

2．業務事項

（１）　事業名称

２０２５年日本国際博覧会　サイバーセキュリティ基本計画策定業務

（２）　履行期間

契約締結の日から 2023 年 3 月 31 日(業務完了期限)まで

（３）　業務内容

別紙「仕様書」及び企画提案書をもとに受託者と協会において協議の上、決定する。

3．委託上限額

83,000 千円（税込）

4．プロポーザル実施スケジュール

2021 年 12 月 20 日（月）	公募開始・質問受付開始
2022 年 1 月 1 1 日（火）	応募締切り
2022 年 1 月 14 日（金）	質問締切り
2022 年 1 月 21 日（金）	質問回答
2022 年 1 月 31 日（月）	提案書類提出締切り
2022 年 2 月　中旬	評価委員会・プレゼンテーション
2022 年 2 月　下旬	契約締結

5．公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※

（５）は共同企業体として有していればよい。）なお、各構成員は２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

（1）　次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。

(一)当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

(二)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(三)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（2）　主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（3）　消費税及び地方消費税を完納していること。

（4）　経済産業省及び大阪府並びに大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

（5）　次に掲げる業務実績及び条件を満たすこと。

①　BIE（博覧会国際事務局）の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会、または東京オリンピック等の大規模国際イベント(観客動員数１千万人以上)の ICT セキュリティ基本計画策定業務を履行した実績があること。

②　日本語でのコミュニケーション能力を有し、かつ、意思疎通のやり取りが問題なく行えること。

（6）　公平・公正性の観点から、本業務に応札し落札した事業者は、本業務において作成する調達仕様に基づき、自身で機能・製品・サービスを提供する事業者となることはできない。

（7）　International Information Systems Security Certification Consortium が認定する

・CISSP

及び情報処理推進機構が認定する国家資格である

・情報処理安全確保支援士

の保持者を配置し資格者リストを提出すること。

（8）　共同企業体に係る事項

①　業務形態　構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。

②　代表者要件　代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

6．応募に係る事項

（1）　公募要領の配布

①　配布期間

2021 年 12 月 20 日（月）から 2022 年 1 月 11 日（火）まで

②　配布場所、配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）

（https://www.expo2025.or.jp/）

（2）　応募書類の受付

①　受付期間

2021 年 12 月 20 日（月）から 2022 年 1 月 11 日（火）まで

①　提出方法

応募申込書(様式 1)及び秘密保持誓約書(様式 6)の郵送による提出

(1/11 消印有効)

※持参による提出は認めない。

②　送付先

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会　企画局 ICT 部 ICT1 課

住　所：大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16　大阪府咲洲庁舎 45 階

併せて必ず、受付期間中に電子メールで提案書類のデータを当該企画提案公募担当まで送信すること。

送付先メールアドレス：ict-security-proposal@expo2025.or.jp

（折り返し担当者から提案書類受領完了のメールを送信します。担当者からの連絡がない場合は送付先アドレスまで連絡すること。）

(3)　仕様書・評価基準・提案書作成要領等の配布

① 配布期間

2021 年 12 月 20 日（水）から 2022 年 1 月 12 日（水）まで

② 配布方法

秘密保持誓約書(様式 6)を取り交わした事業者へのみメールにて個別配布とする。

(4)　質問の受付

① 受付期間

2021 年 12 月 20 日（月）から 2022 年 1 月 14 日（金）まで

② 提出方法

電子メール（アドレス：ict-security-proposal@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに

「【質問】２０２５年日本国際博覧会　サイバーセキュリティ基本計画策定業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式７）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けない。

- 折り返し担当者から質問票受領完了のメールを送信します。担当者からの連絡がない場合は送付先アドレスまで連絡すること。
- 質問への回答は、1/21(金)以降メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【２０２５年日本国際博覧会　サイバーセキュリティ基本計画策定業務の企画提案公募について】に掲載する。

(5)　提案書等の受付

① 受付期間

2022 年 1 月 11 日（火）から 2022 年 1 月 31 日（月）まで

② 提出方法

提案書類（紙、電子媒体に収納した PDF ファイル）の郵送による提出

※持参による提出は認めない。

③ 費用の負担

経費は、すべて応募者の負担とする。

④ 送付先

応募書類と同じ

⑤ 提案にあたっては、下記【提出書類一覧】ア～ウの書類を提出すること。

なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。
（特に、企画提案に係る書類は、「企画提案依頼書」の規定に留意して作成すること。）

【提出書類一覧】

	書類名	単独企業	共同企業体	提出部数
ア	応募申込書	様式１	様式１★	原本１部
イ	企画提案書等	様式なし		原本１部、副本 10 部
ウ	応募金額提案書	様式２	様式２★	
エ	事業実績申告書	様式３	様式３★	
オ	共同企業体届出書	―	様式４★	原本１部
カ	共同企業体協定書（写し）	―	様式５★	
キ	秘密保持誓約書	様式６	様式６★	

（注）★印：共同企業体の 場合は 代表構成員のみ提出

⑥　提案書類の返却

提案書類は理由の如何を問わず、返却しない。
なお、提案書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

⑦　提案書類の不備

提案書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

⑧　その他

・提案は１者１提案とする。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）
・企画提案書については、50 ページ以内とする。
・提案書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出すること。提案書類は電子媒体（CD－R 等）での提出も行うこと。なお、副本については提案社が特定される記載をしないこと。
・表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
＜記入例＞「２０２５年日本国際博覧会　サイバーセキュリティ基本計画策定業務」提案書
株式会社○○（法人名）」
・書類提出後の差し替えは認めない。（協会が補正等を求める場合を除く。）
提案書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

7．説明会

実施しない。

8．審査方法

（1）　審査方法

① (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の詳細については、協会と応募者で調整し決定する。

③ 最優秀提案者の提案内容が、審査の結果、40 点満点中 24 点以下の場合は採択しない。 なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

④ 応募者実績については業務経歴に応じた加点審査(最大 20 点)となるため、業務実績申告書の「業務の概要」には具体的な経歴を記載すること。

（2）　審査基準

審査項目	審査方法	配点
提案内容	審査内容に基づく４段階評価	**40**
応募者実績	業務経歴による加点方式評価	**20**
価格点	算定式による採点	**40**
合計		**100**

※詳細については、「秘密保持誓約書」提出後に提示する「評価基準表」に記載のとおり。

（3）　審査結果

① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【２０２５年日本国際博覧会　サイバーセキュリティ基本計画策定業務の企画提案公募について】において公表する。応募者が 2 者であった場合、次点者の得点は公表しない。
（https://www.expo2025.or.jp/）

(ア) 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

(イ) 全応募者の名称

(ウ) 最優秀提案者の選定理由

(エ) 評価委員会委員の氏名及び選任理由

(オ) その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

（4）　審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

(ア) 評価委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

(イ) 他の応募提案者と応募書類の内容又はその意思について相談を行うこと。

(ウ) 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。

(エ) 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

(オ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9．契約手続きについて

（1）　契約候補者は、契約締結までに下記ク～シの書類を提出すること。

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類】

ク 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明を行うこと。）

ケ ①法人登記簿謄本（1 部）

・法人の場合に提出すること。

・発行日から３カ月以内のもの。

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

・個人の場合に提出すること。

・発行日から３カ月以内のもの。

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）

・個人の場合に提出すること。

・発行日から３カ月以内のもの。

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。

コ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

シ 使用印鑑届（様式８：原本 1 部）

（2）　契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。

（3）　採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。 ただし、応募時に提案のあった内容については確実に履行するものとする。

（4）　契約金額の支払い方法については、別途協議とする。

（5）　契約に際して、大阪府暴力団排除条例第十一条第二項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

（6）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

（7）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

（8）　契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

（9）　(8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(一) 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(二) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(三) 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(四) 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(五)国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

10．その他　応募にあたっては、公募要領、仕様書、提案書作成要領を熟読し遵守すること。